【愛西市提案型ネーミングライツ募集ガイドライン　Ｑ＆Ａ】

No	質　問	回　答
1	愛称について、文字制限はありますか。	漢字・カナ・ひらがな・アルファベット等を使用し、市民・利用者等の理解が得られるものにしてください。 また、広く周知していただくため、10 文字以上の長すぎる愛称の場合、略称での周知が可能かまたは短くすることをお願いする場合があります。
2	愛称について、「愛西市広告掲載要綱第 3 条第 2 項各号」に掲げるものを含んでいた場合はどうなりますか。	事前相談の段階で、変更をお願いしますが、変更に応じていただけない場合は、不適格となります。
3	契約期間は何年ですか。	初回の契約期間は 3 年とさせていただき、年度単位での契約期間でお願いします。契約更新時からは 3 年以上（年度単位）となります。 なお、指定管理者制度導入施設については、必要に応じその指定期間を考慮し、適切な期間を設定します。
4	応募資格のア～ソに該当する場合は、応募できますか。	ア～ソに該当する場合は応募できません。また、契約締結後、判明した場合は契約解除となります。
5	応募を考えていますが、事前相談は必ずしなければいけませんか。また、契約締結までどのくらい期間が必要ですか。	事前相談は必ず行ってください。正式な提案書提出については、本市からの連絡後お願いします。 また、内容によってかかる期間は異なりますが、提案書提出から契約締結まで約 2～3 ヶ月かかります。 なお、指定管理者制度導入施設については、必要に応じその指定期間を考慮し、適切な期間を設定します。
6	事前相談を行った場合、必ず応募しなければいけませんか。	必ず応募をしなければいけないことはありません。お気軽にご相談ください。
7	市民等からの意見募集とは、どのような方法	必ず行うものではなく、審査委員会での審査

	で行いますか。	により、必要と判断すれば行います。他市の例や本市の実績を参考に、市ホームページを利用した1～2週間程度の意見募集を想定しています。寄せられた意見等は、原則として、市の考え方と併せて公表します。また、契約締結に向けた協議時の参考とさせていただきます。 なお、指定管理者制度導入施設については、必要に応じその指定期間を考慮し、適切な期間を設定します。
8	最終決定までの過程で、公募に切り替わる場合もあるのですか。	審査委員会において、一部修正をお願いすることがあります。修正協議が整わなかった場合は、公募に切り替えることがあります。
9	費用負担について、看板等とはどこまで含まれますか。	施設内の看板、施設案内板や付近道路の案内標識も含まれます。その他設備については、お問合せください。
１０	契約更新時に優先権はありますか。	優先的に次回契約を交渉できます。市の一般的な契約では、競争により契約相手を決定しますが、ネーミングライツの契約期間満了前に、例外的に現契約者との交渉を優先いたします。交渉が不調に終わった場合は、公募に切り替えます。
１１	様式2にある、「施設のイメージアップ～」とは何ですか。	当該施設を使用した市との連携事業等の提案があれば、記載してください。
１２	様式2にある、「市への貢献～」は何年分書けばよいですか。	過去5年の実績があれば記載してください。
１３	様式2にある、「希望特典内容」とは何ですか。	命名権以外にも、施設内で行いたい提案があれば、記載してください。 なお、利用の妨げとなる内容・製品販売等の営利活動・販売価格の表記などはお断りいたします。 その他内容によってはご希望に沿えない場合があります。
１４	道路への案内標識等を新たに設置する場合、届出は必要ですか。	愛西市道への新規設置については、道路占用許可申請書が必要となります。 また、交通規制を伴う設置については、道路使用許可申請書が必要となります。

		いずれの場合も、設置の可否も含めて事前協議が必要となります。
１５	相談申込済の施設について、相談があった場合はどうなりますか。	申込済の応募者に優先交渉権が得られなかった場合は、次の優先交渉権を得られるか審査をいたします。